

米沢市下水道事業経営戦略

(中間見直し)

(案)

令和8年 月

米沢市上下水道部

目 次

1. 経営戦略の中間見直し	1
2. 下水道事業の概要	2
2. 1 現況	2
2. 2 民間委託等	7
2. 3 資源の有効活用	7
2. 4 経営分析	8
3. 目指す目標値とこれまでの取組等	10
4. 経営の基本方針	11
5. 投資・財政計画（収支計画）	11
5. 1 収支計画	11
5. 2 投資計画	12
6. 経営改善・財源確保の取組	13
6. 1 経営改善に向けた投資	13
6. 2 投資の財源	13
6. 3 収入を確保する取組	14
6. 4 支出を最小にする取組、その他の取組	15
7. 経営戦略の事後検証、更新に関する事項	16
投資・収支計画	17
用語の説明	23



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

1. 経営戦略の中間見直し

本市の下水道事業は、公共下水道事業と農業集落排水事業により構成され、昭和50年の計画認可以来、段階的に整備を進めてきました。汚水を処理して生活環境を清潔に保つこと、河川等の水質を守ること、雨水を速やかに排除して、浸水被害を防ぐなど多面的な役割を果たしており、市民生活にとって必要不可欠な社会基盤として重要な役割を担っています。

一方で、本市を取り巻く社会経済情勢は、厳しさを増しています。今後も人口減少傾向が続き、有収水量と共に下水道事業の収入も減少していくことが見込まれます。また、物価上昇や人件費の高騰が当面続くことが予想される中で、人材確保の難しさ、下水道施設の老朽化に伴う更新需要の増大、地震や自然災害に対する備えの必要性といった課題が顕在化しています。こうした複数の課題を同時に解決し、将来にわたって安定的に事業を継続するための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、その戦略に基づいた計画的かつ合理的な経営を通じて経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上させることが求められています。

本市は令和3年3月に、現有資産の状況を把握し、中長期的な更新需要見通しと更新需要に対応できる財政収支見通しの検討を行い、経営健全化や財源確保の方向性を整理する「米沢市下水道事業経営戦略」を策定し、経営改善に取り組んできました。

「米沢市下水道事業経営戦略」は、計画期間を令和3年度から令和12年度までの10年間としていますが、策定から5年目となることから、その中間見直しを行います。令和3年度から令和6年度までの決算を分析して、これまで講じた取組の効果を検証します。また、令和8年度から令和12年度までの收支計画及び事業計画に基づいて、収入確保と支出最小化策について検討します。

2. 下水道事業の概要

2.1 現況

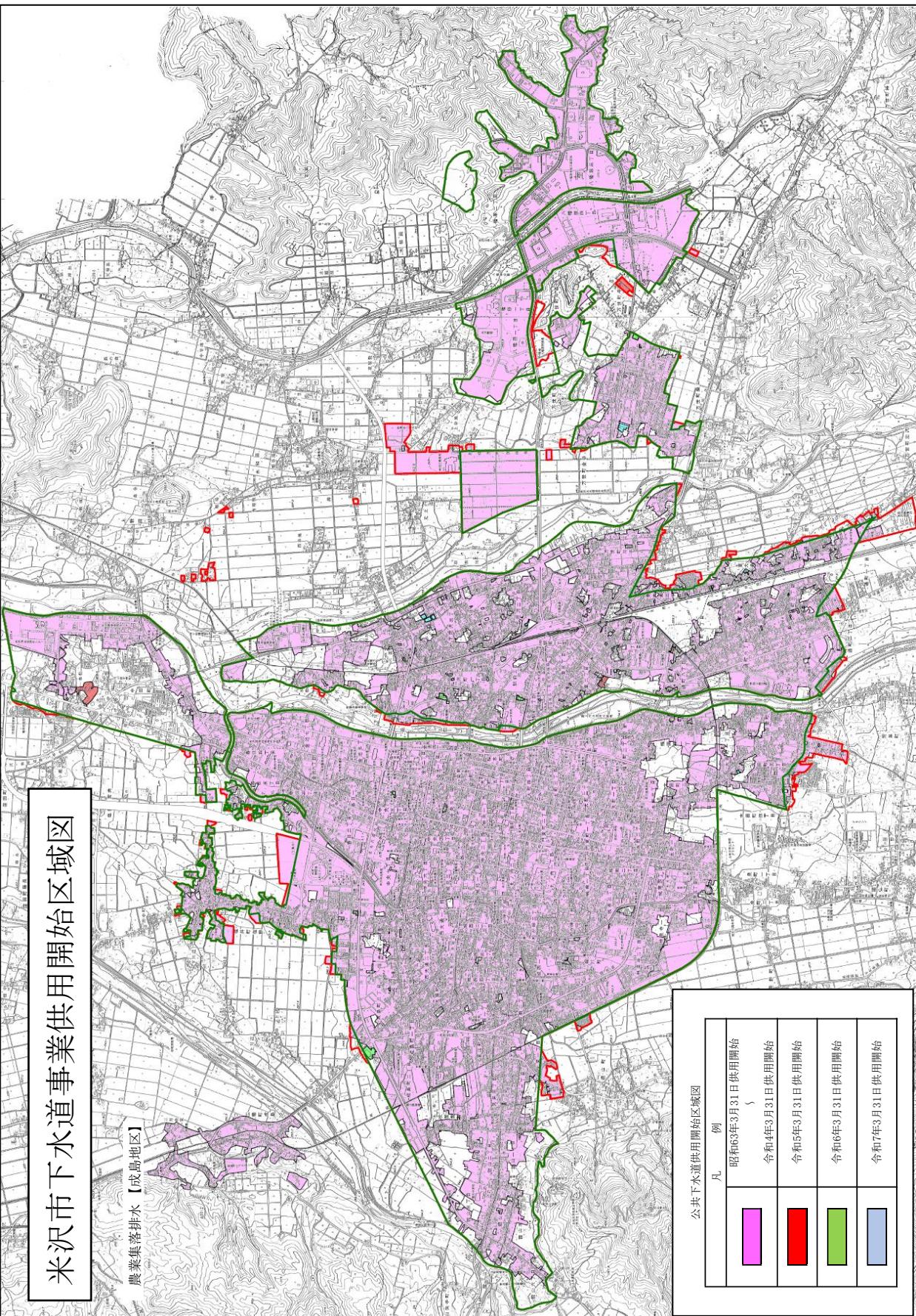
本市の下水道事業は、「公共下水道事業」と「農業集落排水事業」があります。

公共下水道事業は、国土交通省所管の事業で、主として市街地の汚水を排除及び処理することを目的としています。本市では、昭和 61 年 3 月に八幡原地区の特定公共下水道が、昭和 63 年 10 月に公共下水道が供用を開始しました。また、経営状況や資産等を正確に把握し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、平成 31 年 4 月から、下水道事業に公営企業会計を適用しました。令和 7 年 4 月には、し尿受入施設「中田クリーンセンター」が稼働し、処理施設の利用効率化と東南置賜地区における汚水処理事業の経営改善を図りました。

農業集落排水事業は、農林水産省所管の事業で、公共下水道区域外において主として農村集落のし尿や、生活雑排水などの汚水の排除及び処理を行い、水質保全と農村の生活環境の改善を目的としています。本市では、平成 12 年 4 月に成島地区農業集落排水処理施設の供用を開始し、令和 4 年度に現在の人口規模に合わせた処理能力に縮小する施設の改築を完了しました。



令和 7 年 4 月に稼働したし尿受入施設「中田クリーンセンター」



2.1.1 施設

公共下水道事業及び農業集落排水事業における施設の令和6年度末現在の状況は次のとおりです。

《米沢市下水道事業の概要》

項目	公共下水道事業	農業集落排水事業
処理系統数	2(米沢、八幡原)	1(成島)
供用開始年度 (供用後経過年数)	八幡原: 昭和61年度(39年) 米沢: 昭和63年度(37年)	平成12年度(25年)
処理区域内人口(人)	49,015	388
水洗化人口(人)	44,463	345
水洗化世帯(戸)	20,397	133
人口水洗化率(%)	90.7	88.9
処理区域面積(ha)	1,821.2	33.0
処理区域内人口密度(人/ha)	26.9	11.8
処理場数(ポンプ場数)	1(2)	1(0)
晴天時処理能力(m ³ /日)	35,650	144
年間総処理水量(m ³)	9,151,570	29,937
一日最大処理水量(m ³)	36,190	101.0
管渠延長(m)	302,735.0	5,830.9
法適(全部・財務)・非適の区分及び年月	全部適用 平成31年4月	全部適用 平成31年4月
流域下水道等への接続の有無	無	無

本市において供用開始が最も早い八幡原処理区は、供用開始から39年が経過しています。汚水管渠の法定耐用年数が50年とされており、耐用年数を経過している汚水管渠は現時点ではありません。しかし、今後劣化が進んでいく管路施設において、令和8年度改定予定のストックマネジメント計画に基づき計画的に改築を進め、効率的な維持管理に努めると共に、能登半島地震や埼玉県八潮市の陥没事故が発生したことを受け、処理施設、ポンプ場も含めて強靭化を図る必要があります。

施設の維持管理、改築を進めるに当たっては、国土交通省の「上下水道政策の基本的なあり方検討会」の第1次とりまとめ(令和7年6月25日)で示されたとおり、「将来にわたり適切な事業運営が可能な組織体制の再構築と更新投資の財源確保」のため、まずは経営改善等に努めることが肝要となります。

2.1.2 使用料

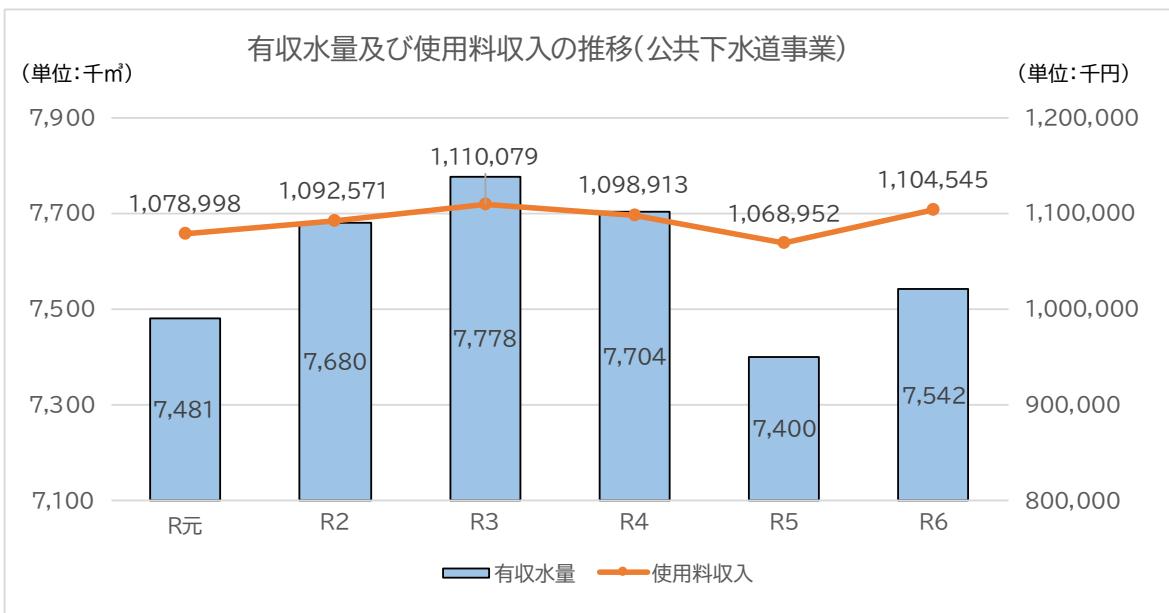
本市の使用料は、公共下水道事業の総括原価に基づき単価を設定しています。農業集落排水処理施設使用料は、公共下水道と同一の行政サービスと捉え、同じ使用料体系としています。

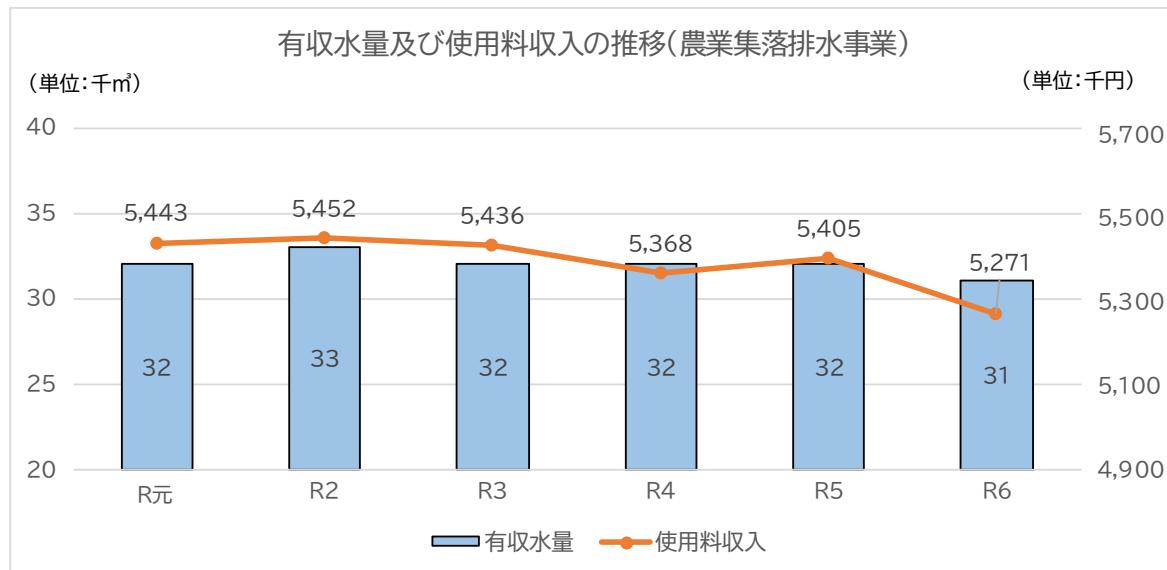
令和7年9月1日からの使用料体系、直近6年間の有収水量及び使用料収入の推移は、次のとおりです。

《下水道使用料体系》

単位：円（税込）

下水道の種類	区分	排除汚水量	～R7.8.31検針（旧）	R7.9.1検針～（新）	差	
一般汚水	基本使用料	10m ³ までの分	1,595.0	1,890.9	295.9	
	従量使用料（1m ³ 当たり）	10m ³ を超える20m ³ までの分	178.2	211.2	33.0	
		20m ³ を超える30m ³ までの分	190.3	225.5	35.2	
		30m ³ を超える50m ³ までの分	206.8	245.3	38.5	
		50m ³ を超える100m ³ までの分	213.4	253.0	39.6	
		100m ³ を超える500m ³ までの分	218.9	259.6	40.7	
		500m ³ を超える分	224.4	265.1	40.7	
八幡原工業団地汚水従量使用料（1m ³ 当たり）			77.0	91.3	14.3	
公衆浴場汚水従量使用料（1m ³ 当たり）			38.5	45.1	6.6	





過去 6 年間の有収水量は、人口減少等の要因により減少傾向にあります。公共下水道事業においては令和 5 年度で約 740 万 m³、農業集落排水事業においては令和 6 年度で約 3 万 1 千 m³まで有収水量が減少しています。使用料収入についても、有収水量の減少に伴い、公共下水道事業では令和 5 年度に約 10 億 6,895 万円、農業集落排水事業では令和 6 年度に約 527 万円まで減少しています。

なお、公共下水道事業の令和 6 年度の有収水量及び使用料収入は、米沢クリーンセンターのし尿を受け入れた令和 6 年 8 月から令和 7 年 2 月までの一時使用分があったため増えています。

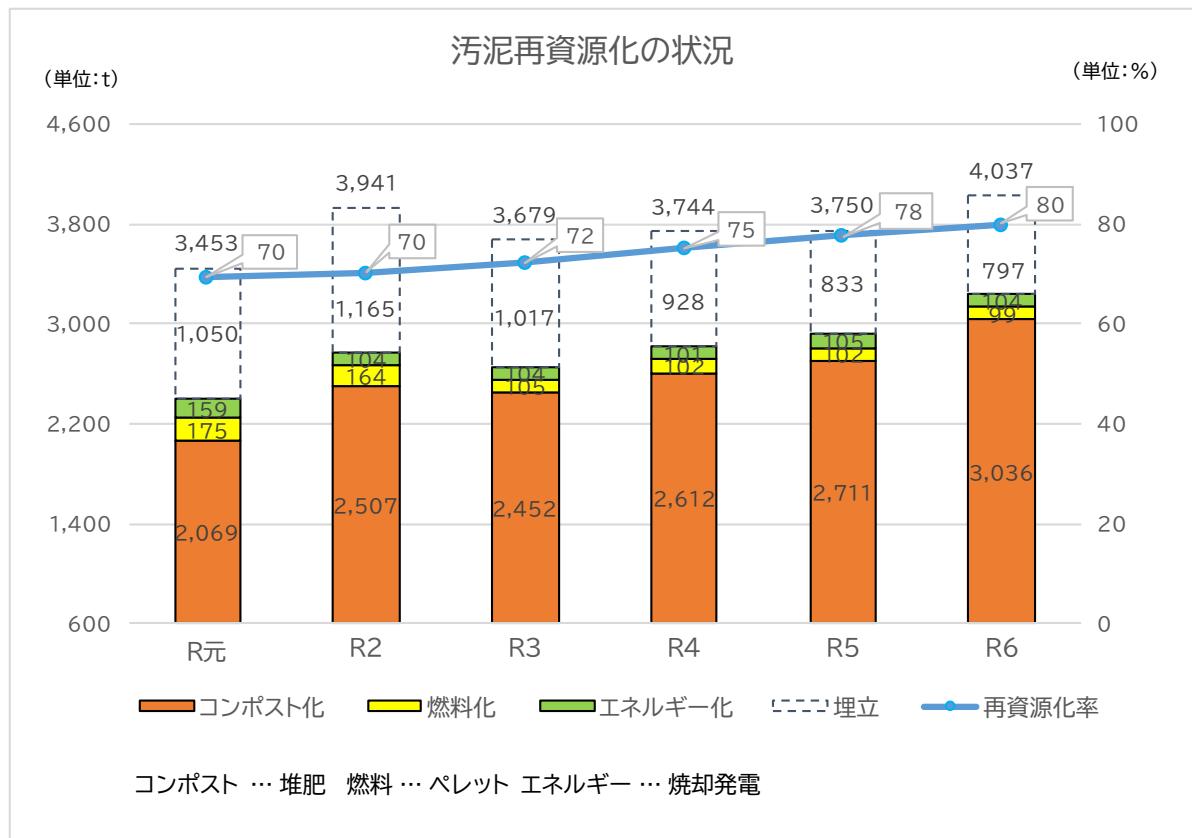
2.1.3 組織

本市の下水道事業は、平成 31 年 4 月に地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行しました。それに伴って上下水道部の組織見直しを行い、主に業務課と下水道課で下水道事業の業務を行っています。職員数は、令和 6 年度末現在で、下水道事業会計から人件費が支弁されている職員数は 18 名で、下水道課職員 12 名、業務課職員 5 名、水道課職員 1 名となっています。また、受託業務として合併処理浄化槽設置事業費補助金等業務に 1 名分が一般会計から人件費が支弁されています。

2.2 民間委託等

公共下水道事業の処理施設である「米沢浄水管理センター」及び農業集落排水事業の処理施設である「成島地区農業集落排水処理施設」の維持管理、下水道使用料の徴収業務並びに汚泥処理業務について民間委託を行っています。

2.3 資源の有効活用



米沢浄水管理センターでは、平成 13 年度から汚泥の再資源化を開始しました。米沢市まちづくり総合計画第 5 期実施計画では、令和 7 年度の再資源化率の目標値を 80% に設定し、処理施設の調査、視察等により適正な汚泥処理先の確保と、リスクの分散、経済性のバランスを取りながら再資源化を進め、令和 6 年度時点において、目標値を達成することができました。

2.4 経営分析

令和6年度決算に基づき、総務省の経営指標を活用し、類似団体の平均値との比較、分析等を行いました。

2.4.1 公共下水道事業

本市の公共下水道事業は、総務省類型区分では、処理区域内人口が1万人以上5万人未満、有収水量密度が2.5千m³/ha以上5.0千m³/ha未満、供用開始後25年以上のため、「C c 1」に区分されます。「C c 1」に区分された類似団体の平均値との比較、経営分析は以下のとおりです。

《令和6年度決算における経営分析（公共下水道事業）》

項目	米沢市	類似団体平均値※
施設利用率(%)	67.0	62.2
有収率(%)	82.4	81.1
水洗化率(%)	90.7	91.8
使用料単価(円/m ³)	146.46	153.32
汚水処理原価(円/m ³)	164.40	165.06
経費回収率(%)	89.1	92.9
経常収支比率(%)	94.8	105.1
処理区域内人口1人あたりの企業債残高(千円/人)	289	231

※類似団体平均値の値は、翌年度公表となることから令和5年度の値である。

公共下水道事業の経費回収率は目標とする100%に達していません。この要因は、汚水処理原価が類似団体と比較して低いものの、使用料単価においては、国が示す最低限の水準（150円/m³以上）に達しておらず、使用料で汚水処理費用を賄えていない状況にあるためです。今後の社会経済情勢の変化や原材料費等の物価上昇、人件費高騰の影響により、処理費用が増大することが懸念されます。これらを踏まえ、適正な水準となるよう令和7年度に下水道使用料の改定を行いました。

また、水洗化率は、類似団体と比較し低い状況にあることから、引き続き水洗化率の向上に取り組んでいくこととします。

処理区域内人口 1 人当たりの企業債残高は、類似団体と比較して高い状況にあります、下水道事業の最適化（処理区域の見直し等）を図り、効率的かつ計画的に更新を進めていく必要があります。

2.4.2 農業集落排水事業

本市の農業集落排水事業は、総務省類型区分では、有収水量密度が 2.5 千m³/ha 未満、供用開始後 25 年以上のため、「d 1」に区分されます。「d 1」に区分された類似団体の平均値との比較、経営分析は以下のとおりです。

《令和 6 年度決算における経営分析（農業集落排水事業）》

項目	米沢市	類似団体平均値※
施設利用率(%)	56.3	50.1
有収率(%)	104.2	88.6
水洗化率(%)	88.9	87.9
使用料単価(円/m ³)	169.05	156.10
汚水処理原価(円/m ³)	345.66	264.31
経費回収率(%)	48.9	59.1
経常収支比率(%)	103.7	100.1
処理区域内人口 1 人あたりの企業債残高(千円/人)	353	286

※類似団体平均値の値は、翌年度公表となることから令和 5 年度の値である。

農業集落排水事業の経常収支比率は 100%を超えていましたが、公共下水道事業と同一の使用料体系としていることから経費回収率は 48.9%と低く、使用料で汚水処理費用を賄えていない状況にあり、経費を一般会計からの基準外の繰入金に依存している状態です。これは区域内における人口密度が低く、構造的に使用料収入で事業を継続することが困難なためです。

経費節減や水洗化率向上などを進め、経営改善に取り組みながら、公共下水道への接続を前提とした事業再編を視野に入れた農業集落排水事業のあり方について検討します。

3. 目指す目標値とこれまでの取組等

令和3年3月に掲げた「目指す目標値」と各年度の実績値は、次のとおりです。

《目指す目標値（公共下水道事業）》

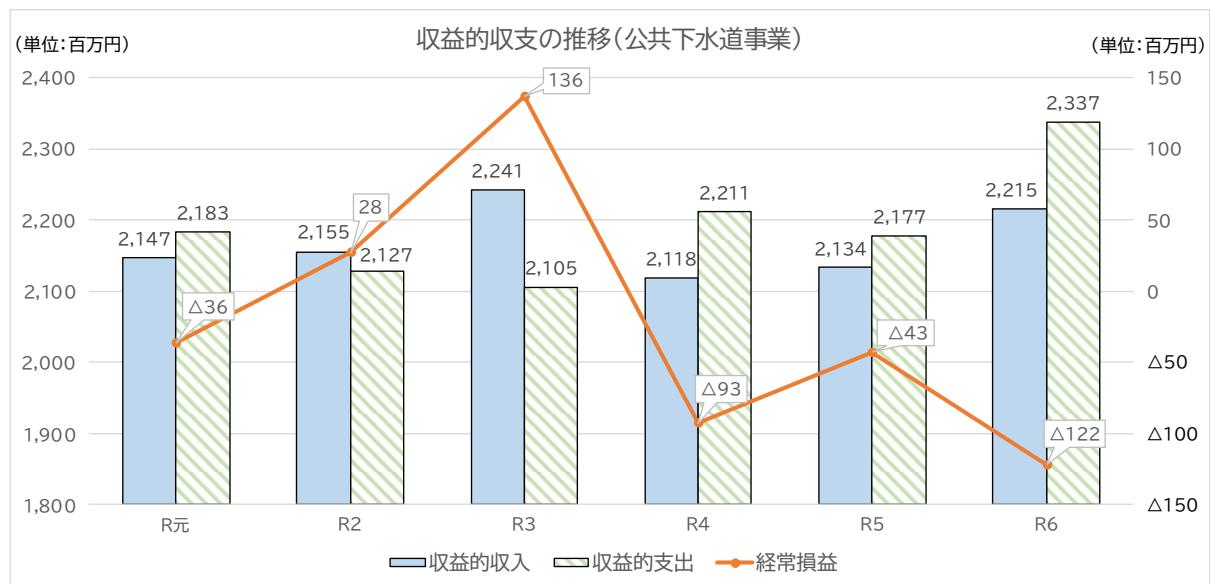
項目	実績値						目標値	
	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R12
経常収支比率(%)	98.8	101.3	106.5	95.8	98.0	94.8	100.0	100.0
経費回収率(%)	96.0	94.5	95.2	91.2	96.3	89.1	100.0	100.0

これまでの取組は、次のとおりです。

- 公共下水道事業区域の見直しによる適正な事業規模への縮小⇒支出縮減
- 農業集落排水処理施設の改築による施設規模の縮小⇒支出縮減
- ストックマネジメント計画による処理施設の稼働効率化、省電力化⇒支出縮減
- 下水道使用料の改定⇒収入の確保
- し尿受入施設の整備による施設利用の効率化⇒収入の確保

目標値に達しなかった要因は、国が求める最低限行うべき経営努力の水準（使用料単価150円／m³以上）を確保できていなかったことや、物価高騰や人件費上昇の影響によって費用が増大したことにより、収入と支出のバランスが取れていないことと分析します。

これを解消するための取り組みとして、令和5年度末から下水道使用料改定の検討を進めました。使用料単価及び資本費算入率を指標として、算定期間を設定し、これら指標を満たす水準となるよう下水道使用料の改定（平均改定率18.6%）を行い、私費負担の適正化を図りました。また、農業集落排水処理施設について、令和4年度に現在の人口規模に合わせた処理能力に縮小する施設の改築をしました。



4. 経営の基本方針

地方公営企業である下水道事業は、独立採算の原則に基づき、使用料を主な財源として経営されています。しかし近年の人口減少などの影響で今後も有収水量の低下が続くと予想され、それに伴い使用料収入の減少が見込まれます。加えて、施設・設備の適正な維持管理と計画的な更新を進めながら、安定したサービスを提供していく必要があります。

今後も、「将来にわたって安定的なサービス提供と効率的で持続可能な下水道事業経営の実現」を基本方針として、この経営戦略に基づく計画的、かつ、合理的な経営を行うことで経営基盤を強化し、財政マネジメントを一層向上させていきます。

5. 投資・財政計画（収支計画）

5.1 収支計画

公共下水道事業では、収支計画は令和6年度決算を踏まえて今後10年間の決算見込みにより算定しています。使用料収入については、今後一層人口減少傾向が続くことや将来の有収水量の予測を基に算定しました。一般会計からの繰入金については、今後も総務省が示す繰出基準で積算した所要額を繰り入れる計画としています。

経費については、物価高騰を踏まえ増加を見込んで算定しています。

また、農業集落排水事業は、区域内における人口密度が低く、使用料収入で事業を持続することが困難なため、総務省が示す繰出基準に基づかない繰入金を計上しています。

公共下水道事業、農業集落排水事業それぞれの収益的収支及び資本的収支の見通しは収支計画（17ページ以降）のとおりです。

5.2 投資計画

本計画期間中における主な投資予定事業の時期及び概算事業費は次のとおりです。この表以外に、大規模修繕（収益的支出）についても、米沢市まちづくり総合計画（案）の実施計画に登載し、計画的に行っていきます。

《施設整備計画》

項目	内容	事業費	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
浄水管理センター改築事業 (構築物)	ストックマネジメント計画に基づき施設の処理、改築を進めます。	516			81	85				100	150	100
浄水管理センター改築事業 (機械設備)		4,218	954	118	278	1,138	50	50	50	400	820	360
(仮称)新産業団地下水道整備事業	(仮称)新産業団地の整備に伴い下水道を整備します。	800			15	20	255	255	255			
下水道管渠整備事業	市民要望等を踏まえ未普及地域の整備を進めます。	567	61	58	50	62	50	62	50	62	50	62
下水道管渠改築事業	改築計画を策定し、下水道管路施設の改築を進めます。	2,275	40	70	25	30	35	55	505	505	505	505
営業設備費	機器、計器等を整備します。	85	2	5	9	2	10	21	9	9	9	9
事業費合計		8,461	1,057	251	458	1,337	400	443	869	1,076	1,534	1,036

※事業費には、人件費及び事務費を含みません。

6. 経営改善・財源確保の取組

《今後の取組等》

No.	項目	効果	実施年度
1	適正な使用料の設定	安定した収入の確保	継続
2	ストックマネジメント計画の見直し(管渠)	長期的な視点での適正な管理、更新、老朽化対策	R7～
3	し尿受入施設の稼働	施設利用の効率化と収入の確保	R7～
4	下水道耐震化基本計画の策定	処理場等の耐震化による安全の確保と長期的な視点での修繕費の縮減	R8～
5	ウォーターPPP/PFI の推進	企業ノウハウや技術力の活用	R9～
6	(仮称)新産業団地の整備に伴う汚水管の整備	投資による収入の確保	R9～

6.1 経営改善に向けた投資

処理施設及び管路施設の改築については、下水道ストックマネジメント計画に基づき進めています。また、財政状況なども考慮し、計画的に点検・調査を実施し、大規模な修繕に至らないよう適切な維持管理を行い、経費の縮減に努めています。

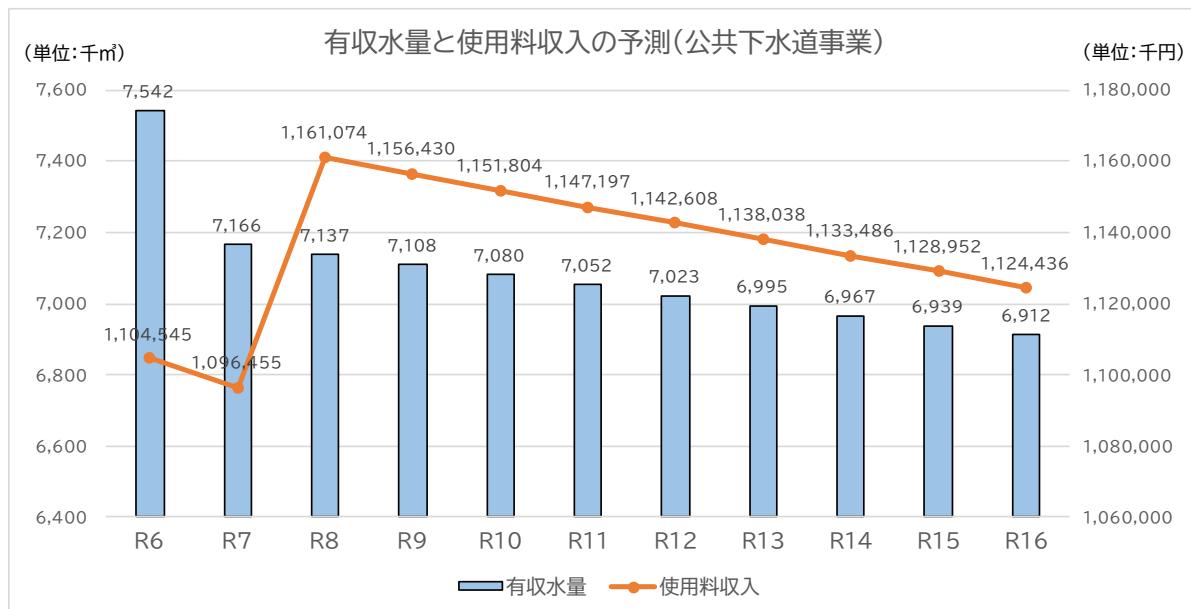
人口減少に伴い水洗化人口も減少していくことが予想されるため、施設・設備については、適正な規模で改築を行う必要があります。また、汚水管渠の布設事業計画については、市民要望や費用対効果を十分考慮し検討します。

農業集落排水事業は、2.4.2 経営分析にもあるとおり、単独での経営は困難な状況にあることから、今後、公共下水道への接続を前提とした事業再編も視野に入れ、農業集落排水事業のあり方について検討します。

6.2 投資の財源

投資の財源については、使用料収入のほか、企業債の借入及び国庫補助金を充てていくことを想定していますが、有効な財源確保に努め、経営基盤の強化を図っていきます。

6.3 収入を確保する取組



令和7年度の使用料改定により、使用料収入は令和8年度には約11億6,107万円になるものの、今後の人口減少などによる有収水量の減少に伴い、令和16年度には、約11億2,443万円にまで減少していく見込みです。

地方公営企業である下水道事業会計は独立採算が原則とされますが、本市の下水道事業は一般会計からの繰入金（基準内繰入金及び基準外繰入金）を想定した運営を行っています。繰入金に過度に依存することは避けるべきですが、国、市、使用者等のそれぞれが適正な費用を負担する必要があります。

そこで毎年度決算時に下水道使用料の水準を検証します。適正な下水道使用料のあり方の指標として使用料単価、資本費算入率を追加し、また、経営改善の効果の指標として引き続き経常収支比率及び経費回収率を採用して、目指す目標値を以下のとおりとします。

《目指す目標値（公共下水道事業）》

項目	現状値	目標値	
	R6	R7	R12
使用料単価(円/m³)	146.5	150以上	150以上
資本費算入率(%)	57.5	50以上	50以上
経常収支比率(%)	94.8	100以上	100以上
経費回収率(%)	89.1	100以上	100以上

6.4 支出を最小にする取組、その他の取組

事務の効率化や経費の節減を図るため、今後も継続して事務事業の見直しを積極的に行います。

6.4.1 広域連携・経営広域化

周辺市町（南陽市、川西町、高畠町及び本市）と連携し、米沢クリーンセンターと南陽クリーンセンターのし尿受入施設を廃止し、令和7年4月1日からし尿受入施設「中田クリーンセンター」が稼働しました。今後、効果を検証し、経営基盤の強化に努めています。

6.4.2 民間活用（ウォーターPPP/PFI）

ウォーターPPP/PFIは国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日）に基づき、「PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）」の中でウォーターPPPの導入を推進することが示されました。また、民間活用を汚水管改築の社会资本整備総合交付金の交付要件とされていることを踏まえ、本市では官民連携の実施について検討し、企業ノウハウや技術力を活用することで、効果的な社会资本整備の推進と良質な公共サービス提供を持続させていきます。

《ウォーターPPP/PFIの導入スケジュール》

実施年度	実施内容
R9	基礎調査
R10	導入可能性調査
R11	公募、選定
R12	ウォーターPPP/PFI実施

6.4.3 水洗化率の向上

本市の下水道水洗化率は、令和7年3月31日現在で90.7%（8ページの表のとおり）であり、類似団体と比較して低い状況です。水洗化率の向上は使用料収入の増加に直接かかわることから、引き続き下水道への接続（水洗化）を推進していく必要があります。なお、令和5年12月に実施した下水道接続工事に関するアンケートでは、排水設備工事にかかる資金不足などの課題が見えてきました。このことから、普及促進の支援策として「普及促進補助金交付」や「改造資金融資あっせん及び利子補給制度」の補助事業をPRするなど、その活用をより促していきます。今後も事業内容を精査しながら継続的に取り組み、着実に水洗化率の向上を図っていきます。

6.4.4 脱炭素への取組

米沢浄水管理センターの汚泥処理の過程で発生したガスを利用し発電を行い、その発生した排熱も利用するなど、引き続き維持管理費の削減と温室効果ガス排出量の削減に努めています。汚泥はその一部を民間再資源化施設に搬出し、資源の有効活用することを継続していきます（2.2 民間委託等、2.3 資源の有効活用）。

また、本市は環境省が所管する脱炭素先行地域に選定されたことから、これを契機として、米沢浄水管理センター等に太陽光発電設備の導入を検討します。

7. 経営戦略の事後検証、更新に関する事項

経営基盤が強化されているか、財政マネジメントが向上しているか等、毎年度の進捗状況を決算時における経営指標等により把握し、経営分析を行います。

3～5年程度で経営戦略の見直しや検討を行い、その結果を収支計画及び事業計画に反映させていきます。



収支計画

收益的收支(公共下水道事業)

(单位:千円、税抜)

収支計画

資本的收支(公共下水道事業)

(单位:千円、税込)

◎ 他合計編 7 今

年 度		6年 度	7年 度	8年 度	9年 度	10年 度	11年 度	12年 度	13年 度	14年 度	15年 度	16年 度
区 分												
収益的収支分(受託業務除く)												
基 準 内 繰 入 金	274,278	461,612	437,066	432,448	525,448	524,660	523,841	552,916	564,434	650,096	664,042	
基 準 外 繰 入 金	257,776	460,034	435,209	429,308	520,583	518,684	516,546	546,040	557,781	643,064	657,653	
うちし尿利子償還分												
資 本 的 収 支 分												
基 準 内 繰 入 金	170,597	167,303	158,144	153,377	139,998	128,392	115,205	99,526	87,692	78,704	71,319	
基 準 外 繰 入 金	170,597	165,123	155,586	148,788	132,514	118,772	102,920	86,906	74,933	65,807	57,912	
うちし尿元金償還分	0	2,180	2,558	4,589	7,484	9,620	12,285	12,620	12,759	12,897	13,407	
総入金額計	444,875	628,915	595,210	585,825	665,446	653,052	639,046	652,442	652,126	728,800	735,361	

収支計画

収益的収支(農業集落排水事業)

(単位:千円、税抜)

区分	年 度	6年 度 決算 入	7年 度	8年 度	9年 度	10年 度	11年 度	12年 度	13年 度	14年 度	15年 度	16年 度	
収益的	1. 営業収益	(A)	5,271	5,437	5,834	5,811	5,787	5,764	5,741	5,718	5,695	5,672	5,650
	(1) 料金収益	(B)	5,271	5,437	5,834	5,811	5,787	5,764	5,741	5,718	5,695	5,672	5,650
	(2) 受託工事収益	(C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的	2. 営業外収益	(D)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(1) 負担金	(E)	36,578	34,649	33,680	33,108	32,594	32,248	32,155	32,156	32,157	31,138	29,955
	(2) 長期前受金	(F)	8,248	7,825	7,376	6,992	6,714	6,557	6,472	6,435	6,398	5,744	5,224
収益的	3. 負担金計	(G)	8,248	7,825	7,376	6,992	6,714	6,557	6,472	6,435	6,398	5,744	5,224
	(1) 他金戻入	(H)	21,321	21,323	21,323	21,323	21,323	21,323	21,323	21,323	21,323	20,920	20,220
	(2) その他	(I)	7,009	5,501	4,981	4,793	4,557	4,368	4,350	4,398	4,436	4,474	4,511
収益的	4. 収入計	(J)	41,849	40,086	39,514	38,918	38,382	38,013	37,896	37,874	37,852	36,810	35,605
	5. 営業費用	(K)	37,379	37,328	37,342	37,357	37,372	37,387	37,401	37,416	37,431	36,426	35,259
	(1) 勤務費	(L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的	6. 基本給与	(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 退職手当	(N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 給料の他	(O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的	8. 勤務費	(P)	10,141	10,028	10,042	10,057	10,072	10,087	10,101	10,116	10,131	10,146	10,161
	9. 繕費	(Q)	1,897	3,445	3,452	3,459	3,466	3,473	3,479	3,486	3,493	3,500	3,507
	10. 修繕料	(R)	3,302	204	205	206	206	206	206	207	207	208	208
収益的	11. その他	(S)	23	329	330	331	331	332	333	333	333	334	335
	12. 営業外費用	(T)	4,919	6,050	6,056	6,063	6,070	6,077	6,084	6,097	6,104	6,111	6,111
	13. 債却費	(U)	27,238	27,300	27,300	27,300	27,300	27,300	27,300	27,300	27,300	26,280	25,098
収益的	14. 支払利息	(V)	2,961	2,758	2,172	1,561	1,010	626	495	458	421	384	346
	15. その他	(W)	637	910	773	546	273	46	0	0	0	0	0
	16. 支出計	(X)	40,340	40,086	39,514	38,918	38,382	38,013	37,896	37,874	37,852	36,810	35,605
経常損益	17. (C)-(D)	(Y)	1,509	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	18. 別利益	(Z)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	19. 別損失	(AA)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損益	20. (F)-(G)	(BB)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	21. (F)-(G)	(CC)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	22. 純利益(又は純損失)	(DD)	1,509	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰越利益	23. 純利益	(EE)	4,734	4,734	4,734	4,734	4,734	4,734	4,734	4,734	4,734	4,734	4,734
	24. 累積欠損金	(FF)	4,734	4,734	4,734	4,734	4,734	4,734	4,734	4,734	4,734	4,734	4,734
	25. 純利益	(GG)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資本的収支(農業集落排水事業)
収支計画

(単位:千円、税込)

区分		年 度	6年度 決算	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
資 本	企 業 借 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本	2. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本	3. 国・県補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本	4. 受益者負担金及び分担金	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本	5. そ の 計	20,000	20,000	17,000	12,000	6,000	1,000	0	0	0	0	0	0
資 本	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	20,050	20,000	17,000	12,000	6,000	1,000	0	0	0	0	0	0
資 本	純 計 (A)-(B) (C)	20,050	20,000	17,000	12,000	6,000	1,000	0	0	0	0	0	0
資 本	1. 建 設 改 良 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本	2. 企 業 債 債 償 金	25,753	25,138	22,590	18,288	11,424	7,029	3,943	3,880	3,917	3,954	3,992	3,992
資 本	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本	計 (D)	25,753	25,138	22,590	18,288	11,424	7,029	3,943	3,880	3,917	3,954	3,992	3,992
資 本	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C)	5,703	5,138	5,590	6,258	5,424	6,029	3,843	3,880	3,917	3,954	3,992	3,992
資 本	1. 捐 益 勘 定 留 保 資 金	5,703	5,138	5,590	6,258	5,424	6,029	3,843	3,880	3,917	3,954	3,992	3,992
資 本	2. 利 益 剰 余 金 处 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本	4. そ の 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本	補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○他会計繰入金

区分		年 度	6年度 決算	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
収 益 的 収 支 分		15,253	13,326	12,357	11,785	11,271	10,925	10,832	10,833	10,834	10,218	9,735	9,735
資 本 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金	8,253	7,825	7,376	6,992	6,714	6,557	6,472	6,435	6,398	5,744	5,224	5,224
資 本 的 収 支 分	うち 基 準 外 繰 入 金	7,000	5,501	4,981	4,793	4,557	4,368	4,360	4,398	4,436	4,474	4,511	4,511
資 本 的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分	うち 基 準 外 繰 入 金	20,000	20,000	17,000	12,000	6,000	1,000	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分	総 入 金 額 計	35,253	33,326	29,357	23,785	17,271	11,925	10,832	10,833	10,834	10,218	9,735	9,735

【収益的収支】

項目		設定条件
収益的収入	営業収益	実績を踏まえた将来見込みにより算出 (使用料改定:令和7年度18.6%改定) 有収水量:人口減少や節水志向の高まりを考慮し令和7年度見込値から 毎年0.4%減
		その他 他会計負担金(雨水処理費市負担金)
	営業外収益	他会計負担金 基準内繰入金(繰出基準によるものを計上)
		補助金 見込んでいない(すでに交付が決定しているものを除く)
		長期前受金戻入 既存の資産及び取得予定の資産に対する長期前受金戻入額を試算により 計上
		その他 浄化槽業務に係る市負担金及びし尿受入による負担金
収益的支出	営業費用	職員給与費 令和7年度予算額を使用し、令和11年度以降は職員1名分増で計上
		委託費 まちづくり総合計画の見込みを使用
		動力費 し尿受入施設稼働に伴う処理量の増加を見込んで算出
		修繕費 まちづくり総合計画の見込みを使用
		材料費 令和4~6年度の実績を使用
		その他 令和4~6年度の実績を使用
		減価償却費 既存の資産及び取得予定の資産に対する減価償却費を試算により計上
	営業外費用	支払利息 企業債の利息を計上 既発債分は終期年度までの償還状況、新発債分は利率2.5%で算出
		その他 資本的収入の特定収入に係る消費税の振替分を計上

※経費については物価高騰を踏まえ、増加を見込んでいます。上昇率は日本銀行の「経済・物価情勢の展望
(2025年7月)」を参考としました。

【資本的収支】

項目		設定条件
資本的収支	資本的収入	企業債 施設整備計画に基づき企業債の新規借入額を計上 建設改良債、特別措置分、資本費平準化債(令和13年度以降発行可能額なし)
		他会計負担金 基準内繰入金(繰出基準によるものを計上)
		国・県補助金 施設整備計画(12ページ)に基づき補助金額を計上
		その他 受益者負担金及びし尿受入施設に係る企業債償還元金 企業債償還元金は終期年度までの償還状況から算出
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 見込んでいない
	資本的支出	建設改良費 施設整備計画(12ページ)に基づき事業費を計上
		うち職員給与費 令和11年度以降は職員1名分減で計上
		企業債償還金 既発債分は終期年度までの償還状況、新発債分は借入条件毎に算出
		他会計長期借入返還 見込んでいない
補填財源	損益勘定留保資金 資本的収入額が資本的支出額に不足する額－その他	
	利益剰余金処分額 見込んでいない	
	繰越工事資金 見込んでいない	
	その他 消費税資本的収支調整額	

【他会計繰入金】

他会計繰入金	収益的収支分	収益的収入の基準内繰入金と基準外繰入金の合計
	うち基準内繰入金	分流式下水道等経費市負担金等(繰出基準によるもの)
	うち基準外繰入金	し尿受入施設に係る利子償還金等
	資本的収支分	資本的収入の基準内繰入金と基準外繰入金の合計
	うち基準内繰入金	特別措置分元金償還金市負担金等
	うち基準外繰入金	し尿受入施設に係る元金償還金

【企業債借入条件】

項目	据置年数及び償還年数	利 率	その他の
1 建設改良債(管渠)	0年据置 30年償還	2.5%	
2 建設改良債(処理場)	1年据置 20年償還		
3 資本費平準化債	1年据置 20年償還		発行可能限度額(拡充分なし)まで
4 特別措置	1年据置 15年償還		10年見直し

用語の説明

あ行

維持管理費

下水道事業の管理運営に必要な経費のこと。人件費(職員の給与費等)や下水道施設(処理場、ポンプ場など)の修繕費や電力費など。

一般会計繰入金

地方公営企業法第17条の2の「経費負担の原則」の規定に基づき、下水道使用料を充てることが適当でない経費等について、一般会計から下水道事業会計に繰り入れるもの。毎年、総務省より示される繰出基準によるもの(=基準内)と、それ以外の政策的経費によるもの(=基準外)とに分類される。

ウォーターPPP/PFI

公共施設等運営事業及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携運営方式。両者を総称して「ウォーターPPP」という。

汚水処理原価(円/m³)

有収水量1m³当たりの汚水処理費用
【算出式=汚水処理費÷年間総有収水量】

汚泥再資源化

処理場から発生する汚泥を、資源として再生利用すること。

か行

合併処理浄化槽

トイレの汚水(し尿)と台所、風呂、洗濯、洗面所などの生活雑排水を合わせた生活排水を処理する浄化槽のこと。

管渠

主に道路内に敷設される下水道管(排水管)のことをさす。用途や形状により汚水管、雨水管、合流管等の種類がある。

経常収支比率(%)

使用料収入等の収益で、維持管理費等の費用をどの程度賄えているかを表す割合。
【算出式=経常収益÷経常費用×100】

経費回収率(%)

汚水処理にかかる費用が使用料で賄えているかを表す割合。数値が高いことが望ましい。
【算出式=下水道使用料÷汚水処理費×100】

さ行

再資源化率(%)

処理場から発生する汚泥のうち、資源として再利用した汚泥の割合。100%に近いほど再利用されている。
【算出式＝再資源化汚泥量(コンポスト+燃料+エネルギー)÷発生汚泥量×100】

施設利用率(%)

施設がどれだけ効率的に利用されているかを表す割合。100%に近いほど有効に使用されている。
【算出式＝1日平均処理水量÷1日処理能力×100】

資本的収支

将来の事業運営に必要な下水道施設の建設などにかかる支出と、そのための財源となる収入。

資本費算入率(%)

下水道使用料で資本費(減価償却費等)を賄う割合。
【算出式＝(使用料収入-維持管理費)÷資本費×100】

収益的収支

その年度の営業活動に伴う収益とそれに対応する費用。

使用料単価(円/m³)

有収水量1m³当たりの下水道使用料収入。
【算出式＝使用料収入÷年間総有収水量】

処理区域内人口1人当たりの企業債残高(千円/人)

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。
【算出式＝(企業債現在高合計-一般会計繰入金負担金)÷処理区域内人口×100】

水洗化人口

処理区域内人口のうち、水洗便所を設置している(水洗化を完了している)人口を表す割合。

水洗化率(%)

水洗化可能人口のうち、水洗化を実施している人口の割合。数値が高いほどよい。
【算出式＝水洗化人口÷処理区域内人口×100】

ストックマネジメント

既存の構造物(ストック)を長期的な視点で、計画的かつ効率的に管理していく手法。

総括原価

下水道施設の管理運営に要するすべての経費から、本来公費で負担すべき経費(主に雨水処理経費)を除いたもの。

や行

有収水量

下水道使用料収入の対象となる水量。

有収率(%)

処理場で処理した汚水のうち、下水道使用料収入の対象となる水量の割合。数値が高いほどよい。
【算出式=年間有収水量÷年間総処理水量×100】

米沢市下水道事業経営戦略
(中間見直し)

令和8年 月
米沢市上下水道部
業務課・下水道課